

第 1 回 米の農産物検査等検討会

「米の表示等についての検討会とりまとめ」
（平成14年10月） とその対応状況

平成18年10月6日
農林水産省総合食料局

「米の表示等についての検討会とりまとめ」（平成14年10月）とその対応状況

1 表示の信頼性確保

項 目	現 状	見 直 し の 方 向	対 応 状 況
意図せざる混入への対応	生産・流通段階で意図せざる混入が生じる可能性があることから、JAS法に基づく100%表示の厳守は困難	現実の混入の水準を検証の上、一定の許容範囲を設定・表示する等の確かな情報伝達手法を検討	—
品種表示	農産物検査による証明を受けた場合に表示可能であるが、農産物検査員の銘柄鑑定は目視が基本	小売段階での精米の調査が中心となっているDNA鑑定によるモニタリング調査の対象を原料玄米段階まで拡大	16年産米、17年産米の農産物検査の品種証明のDNA分析による品種判別調査を実施
精米年月日	品質向上のため、精白後の選別・調製工程が増加していることから精白日と袋詰日に乖離が発生	表示日と精白日の乖離についての上限定と賞味期間等に関する消費者への情報提供努力を前提に、精白、調製した日を表示する方向で検討	日付表示は精米年月日が定着
一括表示欄の表示位置	包装の裏面に表示されている場合が大多数で消費者にわかりにくい	容易に確認できるよう、包装の表面に記載することとできないか、他の商品の場合や実態を踏まえて検討	業界が自主的に定めた「品質表示ガイドライン」により、一括表示欄を米袋の表面に表記
低品質米対策	低品質米と普通の米を判別する手法が確立されていない	消費者ニーズを反映したJAS規格制定の可能性も含めて、消費者に判別が容易で、農産物検査情報も活用できる新たな精米規格の制定を検討	業界が自主的に定めた「品質表示ガイドライン」により、精米の品位基準を設定
無洗米の定義等の制定	無洗米の定義が無く、消費者に混乱を与えている状況	無洗米の定義及び規格の制定を検討	業界が自主的に定めた「品質表示ガイドライン」により、無洗米の品質基準を設定 無洗米は商品として定着

2 安全・安心の確保

項 目	現 状	見 直 し の 方 向	対 応 状 況
トレーサビリティ・システムの導入	生産者と消費者の間の顔の見える関係が確立されていない	農産物検査情報を基本情報としたトレーサビリティ・システムの構築を図り、安全・安心の確保や表示の適正化を図る	農林水産省において、平成15年から3年間「米生産流通履歴情報システム導入支援事業」を実施し、トレーサビリティ・システムの開発、トレーサビリティ・システムに対応するために行う機器の整備等に対して支援を実施

3 農産物検査制度の見直し

項 目	現 状	見 直 し の 方 向	対 応 状 況
検査員の技能向上	農産物検査の民営化に伴い、農産物検査員を育成している段階	農産物検査員の技能の維持・向上を図るための研修の強化等を検討	農産物検査員を対象として、当年産の検査対象品目の初検査前に技能確認会を実施、研修会及び鑑定会を実施
産地確認	食糧事務所や農協にも照会して生産者の申告と生産者別の作付状況等の情報を照合し、生産地のみで証明(産地主義)	産地主義を継続するとともに、トレーサビリティ・システムを活用した確認作業の円滑化を検討	産地品種銘柄に係る検査を的確に行うため、検査請求時の代理請求の委任手続き及び品種関連情報の提出等を明確化
産年証明	産年証明は、生産年を限定せず実施しているが、新米以外の産年判別は困難	証明期間を限定する方向で検討	15年産米より産年の証明期間を生産年の翌年10月末までとするよう施行規則を改正(16年4月施行)
包装規格	農産物検査を受けた空き袋が流通・再利用され、不正流通・表示の一因となっている可能性	空き袋の悪用防止に資するよう、包装規格の見直しを検討	15年度に空き袋を再使用できない易開封性(イージーオープン)紙袋及びポリエチレンフィルム袋の規格を設定(15年5月施行)

項 目	現 状	見 直 し の 方 向	対 応 状 況
受検機会及び農産物検査情報の活用機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・計画流通米に検査義務 ・産地・品種・産年の表示は検査米に限定 	<ul style="list-style-type: none"> ・受検機会を拡大する観点から、登録検査機関による受検場所の設定を弾力化（登録→届出） ・トレーサビリティ・システムの基本情報として農産物検査情報を活用 ・原料玄米に検査米のみを用いた場合のメリット表示の推進 ・新たな精米規格を設定する場合における農産物検査情報の活用等を検討 	農産物検査法の一部改正を行い、登録検査機関が設定する検査場所を登録事項から届出事項に変更することにより、受検場所の設定を弾力化（16年4月施行）

4 その他

項 目	現 状	見 直 し の 方 向	対 応 状 況
多様な商品開発の促進	産地・品種・産年を強調表示しない場合でも単一の証明米を用いる場合には表示義務	産地・品種・産年を強調表示しない場合に限り、複数原料米等と同様の任意表示を認める方向で検討	—
食味の表示	根拠があれば任意の表示が可能	表示は現行通りとするが、将来的な表示のあり方の検討を継続	関係団体の官能試験による食味ランキングが業界内で定着 関係団体において、食味の指標化を検討中